平成２２年（フ）第６３７号
神奈川県茅ヶ崎市萩園2956番地８
債務者　小田あゆみ
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６４９号
横浜市栄区飯島町314番地３　ダイアパレスワンダースケープ810号
債務者　佐々木麻衣子
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６９１号
横浜市中区本牧元町21番14号　本牧ベイパレス101号室
債務者　島内　秀樹
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６９６号
横浜市中区花咲町２丁目71番地
債務者　森岡　愛子
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９０号
愛知県碧南市札木町５丁目９番地
債務者　伊藤　孝之
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月17日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１３６号
栃木県宇都宮市細谷町679番地５　コーポ村田103、前住所栃木県矢板市中1261番地５
債務者　筒井　篤司
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月28日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１７２号
栃木県鹿沼市上南摩町2236番地、前住所栃木県宇都宮市星が丘１丁目５番12号　フォーブル星ヶ丘Ｂ203
債務者　中里　淑子
1　決定年月日時　平成22年４月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２１６号
栃木県日光市木和田島1564番地62
債務者　隅　くるみ
1　決定年月日時　平成22年４月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５６号
岡山県津山市下横野1630番地３
債務者　赤木　和美（旧姓濱田）
1　決定年月日時　平成22年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月10日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第１７２号
静岡県湖西市ときわ３丁目４番51号、前住所静岡県浜松市南区楊子町68番地の４
債務者　伊藤由紀子
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午前11時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第８８９号
神奈川県茅ヶ崎市香川１丁目13番７―304号市営住宅
債務者　松本　悦郎
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０号
島根県出雲市平田町2542番地２
債務者　山口　智司
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月14日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第７１号
滋賀県彦根市松原町1797番地の13
破産者　有限会社イデアクリエーション
1　決定年月日　平成22年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第２２３１号
京都市下京区烏丸通り六条上ル北町181番地
破産者　エスエイケイインフォテック株式会社
1　決定年月日　平成22年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２３２号
京都市下京区烏丸通り六条上ル北町181番地
破産者　エスエイケイビューコム株式会社
1　決定年月日　平成22年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第２２３３号
京都府長岡京市天神１丁目１番50―624号エスリード長岡天神624
破産者　小林　孝雄
1　決定年月日　平成22年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係